

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出（労働者）

（敬称略）

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
1	03. 8. 23	労働者	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
2	03. 8. 23	労働者	全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連合会	執行委員長 松下 靖史
3	03. 8. 23	労働者	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
4	03. 8. 23	労働者	金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック	代表者 松井 美智子
5	03. 8. 23	労働者	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
6	03. 8. 23	労働者	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
7	03. 8. 23	労働者	静岡県評 パート臨時労組連絡会	代表幹事 鈴木 洋子
8	03. 8. 23	労働者	ユーコープ労働組合静岡県支部協議会	代表運営委員 積 哲也
9	03. 8. 23	労働者	全日本建設交運一般労働組合 静岡県本部	執行委員長 松澤 彰一
10	03. 8. 23	労働者	全日本建設交運一般労働組合 静岡建設支部	執行委員長 大塚 功二
11	03. 8. 23	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部	執行委員長 若原 淳一
12	03. 8. 23	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部 静岡浜松分会	執行委員長 池谷 諭
13	03. 8. 23	労働者	静岡県労働組合共闘会議 静岡県中部地区労働組合会議 静岡県ユニオンネットワーク	代表幹事 鈴木 英夫他



2021年8月21日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県労働組合評議
議長 菊池

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

昨年、静岡県の最低賃金は改定されず、前年度のままとなりました。中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものになっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれている状況、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与えることと考えます。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2021年8月20日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国自動車交通 [REDACTED] 連合静岡地方連合会
[REDACTED] (自交総連静岡地連)
[REDACTED] 委員長 松下 靖史

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

昨年、静岡県の最低賃金は改定されず、前年度のままとりました。中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円(月150時間換算)となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものとなっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれている状況、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与えることと考えます。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上



2021年8月18日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡地区労働組合連合会
議長 松川 功

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安どおりの28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局に答申しました。これに対し、静岡市内の地域労働者を代表する労働組合として次のとおり異議を申し立てます。

昨年、私たちは、コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、静岡県の最低賃金は改定されず885円のまま据え置かれました。今年は東京都や隣県の神奈川県・愛知県なども同じ28円が答申されており、これでは、地域間格差は縮まりません。首都圏ではすでに千円を超しているのにも関わらず私たちが「今すぐに」と要求している1,000円、そして目指す1,500円には、今年の答申と同じ28円の引上げが続いたとしても20年以上もかかることとなります。

私たちは若者の静岡市から首都圏への人口流失には最低賃金格差が大きく関わっていると問題提起してきました。「最低生計費試算調査」でも静岡市の25歳独身男性では時間給1,644円（月150時間換算）は必要とされています。若者がより良い条件を求め首都圏へと流れることは明らかです。また、ソーシャルワーカー、女性パート労働者は最賃近傍で働く人たちが多く、この1年半以上続くコロナ禍がこの人たちの生活を直撃しています。28円に上乗せの県も出ています、昨年引上げがなかったことを考えれば目安額への上乗せを是非検討していただき、最低賃金の引上げで労働者全体の賃金底上げが出来るようにお願いします。

最低賃金引き上げには中小企業支援策が必ず必要であり、私たちも常に行政へ要請はしています。すでに「社会保険料の軽減措置、消費税の一定期間の減税」など具体的に踏み込んで答申を出している県もあります。地域の経済活性化を望むことは労使とも同じです。中小企業支援策を盛り込んだ答申をお願いします。

以上のことから、私たち静岡地区労働組合連合会として今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2021年8月18日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロッ
代表 松井 美智子

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間給885円から913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、金融職場の労働組合として異議を申し立てます。

昨年、私たちはコロナ禍だからこそ、最低賃金の引上げで賃金の底上げを訴えてきましたが据え置きとなりました。

金融の職場では、窓口・内部事務など現場での不特定多数の顧客対応を担っている労働者は殆どが、時間給で働くパート労働者など非正規労働者です。

1年半以上も続くコロナ禍で感染リスクへの不安を抱えて仕事をしています。しかし、正規雇用労働者との労働条件や処遇の格差は大きく、特に賃金については、同一労働同一賃金とは大きくかけ離れています。パート労働者の賃金の引上げが可能な大企業でも、時給の引上げ要求には答えようとはしません。

また、同じ金融機関で同じ仕事をしても、地域により最低賃金が異なることから勤務地加算で法に抵触しないように調整している状況もあり、最低賃金の地域間格差が大きく影響しており、労働者としては納得できません。

今年は、28円引上げの答申が出されていますが、他県では28円へ上乘せへの答申がなされている県もあります。静岡県は、昨年も引上げがされなかったことから上乘せへの期待があります。賃上げ要求が進まない中で、最低賃金の引上げが時給労働者へ大きな力になることは明らかです。現状の改善が不透明なコロナ禍で、非正規労働者、特に女性のパート労働者の生活困窮が増えていることも問題です。金融の職場で働く非正規労働者の労働に見合った賃金に引上げるとともに、労働者全体の賃金の底上げにつなげるためにも、28円から上乘せした答申とすることを強く求めます

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

静岡労働局長 石丸 哲治 様



2021年8月18日

ローカルユニオン静岡
執行委員長 河合利

2021年度静岡地方最低賃金審議会の答申に対する異議申立書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にも心より敬意を表します。また、静岡地方最低賃金審議会を運営する労働局の皆様にも心より敬意を表します。

さて、8月6日に、静岡地方最低賃金審議会から最低賃金改定を、時間額913円とする意見の提出がありました。この「28円の引き上げ」は、7月16日に中央最低賃金審議会において出された目安額です。

私たちは、この28円引き上げて静岡県の最低賃金を時間額913円とすることについて、異議申立書を提出いたします。

まず、28円の引き上げは今までになく大きな額であることは評価しますが、すでに審議された他県の状況をみると、中央最低賃金審議会の目安答申どおり、全国一律28円の引き上げとなっており、最も最賃の高い東京都も、低い地方の県も同じ28円の引き上げでは、地域間格差の改善は進みません。静岡県においても、東隣の神奈川県がすでに28円の引き上げとしていますので、静岡県との格差は昨年どおりであり、改善されません。この格差を縮めるためには、28円に上乗せした引き上げ額が必要です。山形県では首都圏との格差を縮めるために、2円の上乗せをして30円の引き上げ答申を出しています。

また、時間額913円では、1日8時間22日働けたとしても、年収200万円に届きません。私達は2010年、2015年と「静岡県の最低生計費試算」を実施しました。憲法25条の謳う「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために25歳の単身者が自立して生活できる最低生計費は月額246,659円（税・社会保険料含む）となりました。時間換算すると、時間額1419円となります。最低賃金は最低生計費を賄える額であるべきだと考えます。最低生計費時間額1419円に比べ、913円はあまりにも低すぎます。

同じ方式で調査した全国21都道府県42都市でも同様の結果であり、時間額は1300～1400円台となりました。最低生計費に地域差はありません。この「最低生計費試算」調査は「全国一律最賃制と時間額1000円以上、1500円の実現」という私達の要求の根拠となっています。そして、地域間格差を解消することは、この10年静岡県が直面している労働人口の県外流出を止めることにつながります。

静岡県の最低賃金は、昨年、コロナ禍の中、47都道府県のうち40県が引き上げたにもかかわらず、1円の引き上げもなく時間給885円のままでした。これは、全国加重平均の902円を大きく下回っています。この時給では、通常労働者と同じ時間数働いても、月額137,175円（7.75時間×20日）、年収でも1,646,100円、いわゆる200万円以下のワーキングプアです。

また、静岡県の県外への人口転出超過が2013年、2014年と2年連続ワースト2位となり、その後も人口流出は止まっています。その要因のひとつに最低賃金の地域間格差があります。静岡県の東隣の神奈川県は時間額1012円、静岡県との差は時間額127円、日額では984円、月額約2万円、年収では23万円もの差となります。これでは、県内の労働者が神奈川県など首都圏に流出していくのも当然であり、首都圏の大学を卒業した若者が首都圏で就職し、故郷に戻ってこない現象の要因です。

私達は、県内市町議会に「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書採択」の請願に取り組んでいますが、意見書を採択した自治体は東部・伊豆地区が圧倒的であり、採用時給がすでに1000円を超えている実態も多くみられます。自治体でも、最低賃金の引き上げが必要だと考えています。

静岡県の最低賃金を昨年引き上げなかったことによる損失は大きいと考えます。私たちは、今年の引き上げ額にはその分の補填が必要であると考えます。

私達ローカルユニオン静岡は、「ひとりでも入れる労働組合」です。今、労働組合のない職場が増えている中、私達の役割は非常に大きなものとなっています。労働相談から加入につながるケースが多いのですが、相談内容は多岐にわたり、労働現場の複雑さ、問題の多さを感じさせられます。

このコロナ禍でも、非正規労働者の解雇が多発しました。人件費を削る対象になりやすく雇用が不安定な非正規労働者がまず、コロナ禍における経済の犠牲となりました。生活のためにはすぐにでも再就職をしなければならない状態の彼らが採用されることはなかなかなく、生活苦との闘いとなっています。解雇にならないまでも、契約時間数の削減が行われ、収入減が顕著になりました。減収を補うためにダブルワーク、トリプルワークせざるを得ない状況が生まれました。

また、正規、非正規を問わず、職場におけるパワーハラスメントの増大が顕著です。パワーハラスメントから退職に追い込むパターンもよく見られます。相談者は、相談に見えた時すでにメンタル不全に陥っていることが多く、職場復帰を勝ち取ることが非常に困難になっています。生活するためには仕事をしなくてはなりません、再就職で今までと同等以上の賃金を得られる職場はそう多くはありません。

生活再建のためには「働いたら生活できる賃金」が必要です。特に、非正規労働者であっても「働いたら生活できる賃金」が必要です。主要労働団体である連合による2021年春闘の集計では、正規労働者の賃上げ率は2年連続2%を下回り、非正規労働者においては、賃上げ幅が前年を7.20円も下回ったのは、最低賃金が上がらなかったことが影響していると分析しています。(朝日新聞記事による)最低賃金は、賃金相場に大きく影響しています。

今日本社会に求められていることは、「働いたら生活できる賃金」を最低賃金とすることです。私達は、最低賃金を上げ、労働者の賃金を底上げすることは、地域経済の再建につながると思っています。

「働いたら暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために、最低賃金の大幅な引き上げの実現を求めます。

以上



2021年8月18日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡自治体労働組合総連合
執行委員長 菊池 仁

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、憲法尊重擁護義務のある自治体職員の労働組合として、憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を欠いた今回の審議結果に異議を申し立てます。

コロナの感染症拡大による住民の地域経済への不安はたいへん大きなものがあります。私たち静岡自治労連は「コロナ禍だからこそ賃金引き上げによる地域経済の活性化」を訴え活動しています。さらに静岡県は、賃金の地域間格差による人口減少が問題となっており、「全国一律最低賃金制度」の確立も求めています。こうしたなか、静岡地方最低賃金審議会が中央審議会の目安額どおり28円引上げとしたことは、上記問題の解決に繋がらず、低賃金で働く労働者の賃金底上げを真剣に考えての結果なのか疑問を感じます。

私たち公務公共関係労働者の賃金は、人事院・地方人事委員会による官民調査に基づいており、民間賃金の動向によって大きく左右されます。公務員賃金は、民間も含め全国770万人労働者の賃金に影響があると言われていました。しかし2021年人事院勧告は、月例給の見送り、一時金の2年連続引き下げとしました。この上最低賃金が28円の引き上げだけでは、地域の賃金水準引き上げを牽引していくことはできません。

また、労働組合が全国で実施している「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものになっていません。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2021年8月17日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県評 パート臨時労組連
代表幹事 鈴木 洋

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、日頃非正規運動を中心に取り組んでいる組織として異議を申し立てます。

昨年、静岡県の最低賃金は改定されませんでした。今年中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。このことは深刻な社会問題になっている若年労働者の人口流出に歯止めをかけることが出来ないと考えます。また、コロナ禍の地域経済は厳しい状況にあります。特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから、地域経済活性化のためにも労働者が普通に暮らせる賃金にすることが必要不可欠といえるのではないのでしょうか。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。

繰り返しになりますが今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなり、ワーキングプアを解消するものとなりません。コロナ禍だからこそ最低賃金のさらなる引き上げが必要です。

また、非公開となっている異議申し立て審議を公開審議としていただきますよう再考をお願いします。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

2021年8月17日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様



ユーコープ労働組合静岡県支部
代表運営委員 積

2021年度 静岡県最低賃金額改定に対する異議申出書

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。静岡地方最低賃金審議会は8月6日、今年度の静岡県最低賃金の改定について、現行の885円を28円引き上げて913円にすると答申しました。経営者側からの強い反発があるなかで28円引き上げ答申をしたことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかし、この最低賃金額では県内労働者の暮らし良くなりません。隣都県との格差は全く縮小していませんから、人口の流出も止まりません。残念ながらこの答申額では、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には到底達しません。このことから更なる引き上げを求め、ユーコープ労働組合静岡県支部協議会として下記の通り、異議を申し出ます。

記

1. 生活できる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給913円で確定した場合、月額収入は13万6950円(月150時間就労で計算)となり、年収は164万3400円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達していません。このことは、憲法で謳われている「健康で文化的な最低限の暮らし」が保障されていないことを意味します。生活に必要な費用が増加し続ける一方で、賃金の上昇が追い付いていない今の状況はすぐに是正するべきです。

2. 地域間格差是正のために静岡県の最低賃金引き上げをお願いします。

現在の都道府県別の最低賃金の設定には整合性がありません。最低賃金の決定は地域ごと物価などを考慮しているとしていますが、本当にそうなのでしょうか。確かに、静岡県と神奈川県では土地の値段は神奈川県のほうが圧倒的に高いです。しかし、交通の面から見たらどうでしょう。公共交通機関が発達し低価格で頻繁に移動が可能な都市部と、一人1台の自動車がどうしても必要な地方では、明らかにかかる費用が逆転しています。様々な項目をみた結果、全国どこで暮らそうが生活にかかる費用はほぼ同等なのは明らかです。

いまの最低賃金では、静岡県に暮らすことを諦め、1時間弱で行ける臨都県に住もうと考えることは当然です。静岡県は急激な人口減少に歯止めがかけられていません。最低賃金は隣都県との格差を1円でも縮小させるべきです。

3. 全国一律最低賃金制度の実現が必要です。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円(月150時間就労で計算)となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものになっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の実現が必要です。

4. 異議に対する審議は、公開の場で審議してください。

意義に対する審議は公開の場で行ってください。労働者の賃金を決める審議の場が、労働者たる当事者に非公開なのは不正常です。異議に対する審議の場では真理が伝わるよう、意見陳述の機会を作ることを要請します。

以上



2021年8月10日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全日本建設交運一般労働組合静岡県本部
執行委員長 松澤 章

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

昨年、静岡県の最低賃金は改定されず、前年度のままとりました。中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものになっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれている状況、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与えることと考えます。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2021年8月11日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全日本建設交運一般労働者
静岡建設支部
執行委員長 大塚 誠 様

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

昨年、静岡県の最低賃金は改定されず、前年度のままとりました。中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起きている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものとなっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれている状況、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与えることと考えます。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

2021年8月
国鉄労働組合 静岡地方
執行委員長 若原 淳一

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

昨年、静岡県の最低賃金は改定されず、前年度のままとなりました。中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものになっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれている状況、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与えることと考えます。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

2021年8月10日
国鉄労働組合 静岡地方本部
静岡浜松分会
執行委員長 池谷

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月6日、2021年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり28円引上げ、現行の時間額885円から時間額913円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

昨年、静岡県の最低賃金は改定されず、前年度のままとりました。中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円(月150時間換算)となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものとなっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれていた状況、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与えることと考えます。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

2021年8月21日

静岡労働局 局長 石丸 哲治 殿



静岡市葵区黒金町 55
Tel 054-292-4121
fax 054-292-4122

静岡県労働組合共闘会議
代表幹事 鈴木 英夫

静岡県中部地区労働組合会議
議長 鈴木 正巳

静岡県ユニオンネットワーク
代表 小澤 満夫

2021年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 913 円とすることに異議を申し出、最低賃金の大幅な引き上げを行うよう再審議を要求する。
2. 全国一律最低賃金制度の実施を要求する。
3. 静岡地方最賃審議会を専門部会も含め全面的に公開することを要求する。

【理由】

コロナ禍の下で地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「8時間働けば暮らせる社会を！全国どこでも1500円以上！」という要求からは程遠く、極めて低額であるといわざるを得ない。また、「貧困と格差」のこれ以上の放置は許されないことから、最低賃金の大幅な引き上げは社会的要請であることを自覚すべきである。さらに、各都道府県ごとに最低賃金を決定する合理性はもはや存在しないことから、全国一律最低賃金制度とするべきである。

最賃審議会が、静岡県内を代表する公益・労働者・使用者の委員が議論する審議会であるという以上、審議会における真摯な議論を密室ではなく全面公開することが最低賃金への理解を深めるうえで極めて有効だと考える。

以上

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出（使用者）

(敬称略)

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
1	03. 8. 20	使用者	静岡市ホテル旅館協同組合	代表理事 久保田 隆
2	03. 8. 20	使用者	静岡県商工会連合会	会長 前澤 侑
3	03. 8. 23	使用者	中部レジン（株）	代表取締役 近藤 良秀
4	03. 8. 23	使用者	（一社）静岡県商工会議所連合会	会長 酒井 公夫

令和3年8月18日

静岡労働局長
石丸 哲 治 様
静岡地方最低賃金審議会
会 長 畑 隆 様



静岡市ホテル旅館協同組合
代表理事 久保田 隆

静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申立書

静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示に示す今般の静岡県における最低賃金（1時間 913円、公示日 法定どおり）に対して、以下の理由により強く異議を申し立てます。

記

私ども静岡市ホテル旅館協同組合は、静岡市内においてホテル・旅館業を営む法人および個人事業者により構成されております。

昨年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止を目的とした人流抑制をはかる政府方針により、観光・宿泊業は大変な苦境に立たされております。全国に緊急事態宣言が発令された令和2年4月・5月には、前年同時期に80%近くあった客室稼働率は10%台まで落ち込み、その後も観光、ビジネス、団体とすべてのカテゴリーにおいて人流抑制政策の影響を受け、令和2年度全体の客室稼働率は40%台とこれまでにない低水準となりました。令和3年度に入ってから30%台での推移が続き、売上回復の見込みが立たない状況です。

また8月8日には、本県がまん延防止等重点措置の適用地域となり、静岡市、浜松市、県東部各市町がその対象となりました。宿泊客の反応は早く、そして強く、すぐに多数の宿泊予約キャンセルが発生する事態となっております。このように事業活動に大きな打撃を受けながら、宿泊業は営業時間短縮、酒類提供停止要請の直接の対象とならないことから、協力金の支給対象にもなりません。

夏季休暇シーズンでの需要増加にわずかな期待を寄せ、感染症対策のための

設備投資を実施するなど事業継続に前向きに取り組んでいた矢先に、本県が緊急事態宣言の対象地域に追加されたとの報を受け、私ども経営者の中には落胆と疲労、諦観を隠せない者も多数おります。組合を代表する者としましては、このままでは事業継続を断念する者が多発し、街の様相すら大きく様変わりしてしまうのではと強い危機感を感じております。

このように、新型コロナウイルス感染症感染拡大に起因した未曾有の窮状にある中で、8月6日付にて静岡労働局長より発出された地方最低賃金審議会の意見に関する公示には、本県の1時間あたりの最低賃金は現行より28円引き上げた913円とし、効力発生の日は従来通り10月となる旨が示されました。

地方の審議に先立ち、中央最低賃金審議会において、全国一律28円という地域別最低賃金改定の目安が示されました。地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解によれば、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした、とあります。時の経済情勢の評価よりも政府方針を優先した結果とあれば、審議会の意義そのものに関わる重大な問題であると言わざるを得ません。今回、静岡県の最低賃金は28円という中央の目安額と同様の引き上げ額となりました。地方の審議にあって、中小企業・小規模事業者が納得できる事実や根拠に基づき決定されたものであることを願うばかりです。

当組合の大部分を構成する中小規模施設にあっては、労使が一体となり、経営者がフロントや厨房にたち、布団の上げ下げも従業員とともに従事する者が多くあります。私ども経営者は、労働者であり、同時に共に働く仲間でもある従業員らの雇用継続に苦心しており、雇用調整助成金の利用でなんとか耐え凌ぎ、役員借入・事業主借入によってなんとか賃金を捻出しているというケースも少なくありません。

人流抑制という政府方針により、経営努力だけでは売上の回復が見込めない状況下で、最低賃金の引き上げをどのように実現すべきかと考えると途方に暮れる思いです。宿泊業においては、パート従業員・アルバイト従業員の力なくしては営業継続していくことはできません。このままでは、従業員を維持できないことを理由に廃業を決意するというケースも予測され、最低賃金の引上げが失業者を生む事態になりかねません。

私どもは、これまで、新型コロナウイルス感染症感染拡大阻止のための自助努力に加え、行政当局の要請に応えるべく様々な制約に耐えてまいりました。科学的根拠のないまま観光・宿泊業が感染を拡大させた一因かのように業界全体が非難を浴びることもありました。

このようにただ黙々と耐え忍ぶことに我慢の限界を感じる状況にあって、今、さらに納得感のある根拠を見出すことができない過去最高額の最低賃金引上げであれば賛同など出来ようはずありません。しかも、その公示日を、菅総理が言われるワクチン接種がほぼ全域にいきわたるとされる11月よりも前とあっては、公示日前後におけるコロナ感染収束も期待できず、さらに先行きに対する暗澹たる思いが募るばかりです。

過去最高の引き上げ幅となる最低賃金、そしてコロナ感染の収束が到底見込めない10月の公示に強く異議を申し立てます。

以上

令和3年8月18日

静岡労働局

局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆 様



静岡県商工会連合
会長 前澤 侑

静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申立書

静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示に示す今般の静岡県における最低賃金（1時間 913円、公示日、法定どおり）に対して、以下の理由により強く異議を申し立てます。

記

本会の会員は、静岡県内の主に町及び旧郡部に設立されている35の商工会であります。県内の商工会には、地域内の中小・小規模事業者約3万事業者が会員として加入しております。昨年からの猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響は、この中小・小規模事業者の経営を直撃しており、経済活動は大きく停滞し、危機的状況にあります。

また、現下の新型コロナウイルス感染症は、デルタ株により異常な速さで爆発的な感染拡大が全国に広がり、本県においては、8月20日からまん延防止等重点措置の適用から緊急事態宣言の対象地域に格上げとなりました。特に県内の飲食店をはじめ関連業種の事業者は、これまで以上に事業活動を大幅に制限されることとなり、経営の持続はもはや困難と判断する事業者も多数生じる状況となっております。このままでは、経営力に余力のあるうちに廃業を決意する事業者が多発し地域経済と雇用の維持に大きなダメージをもたらすことが強く危惧されます。

感染拡大の影響が広がる中、8月6日付で静岡労働局長より発出された静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示では、本県の1時間当たりの最低賃金は現行より過去最高の引き上げ額となる28円を上げた913円とすることが示されました。

しかし、現在のこうした窮状の中で、大幅な最低賃金の引き上げは、「働き方改革実行計画」に基づくものであることは認識するものの、経営資源に余力の無い中小・小規模事業者に対し、社会・地域経済から引導を渡すことになりかねません。

以上のことから、静岡地方最低賃金審議会から提出された静岡県最低賃金の改定決定についての意見に強く異議を申し立てます。

以上

最低賃金値上げに関する意見書

令和3年8月年8月20日

労働局長様

中部レジン株式会社

代表取

近藤

最低賃金を上げようという動きがありますが、
反対致します。

今、経済は落ち込んでいます。

そんな中最低賃金を上げれば、企業が考えるのはトータルでの賃金を抑えよう
としての人減らしです。

労働者が望んでいるのは働き口の確保であり、最低賃金が上がる事ではありません。

どうぞ間違った判断をなさらないで下さい。

宜しくお願い致します。



2021年8月23日



静岡労働局長 様
静岡地方最低賃金審議会会長 様

静岡市葵区黒金町 20 番地
(一社) 静岡県商工会議所
会長 酒井

異議申出書

静岡地方最低賃金審議会において、令和3年度静岡地方最低賃金が、コロナ禍で前年度と同様に危機的な経済情勢であるにも関わらず、前年度から28円引上げの913円と答申されたことは誠に遺憾であり、次のとおり異議申出いたします。

最低賃金は、赤字企業を含む全ての企業に一律に強制力をもって適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい業況の企業が多い今年度については、なお事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であり、日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会の中小企業3団体では、「現行水準を維持」することを強く主張してまいりました。

東京商工リサーチ（以下「TSR」という。）の調査によると、2020年の全国の企業倒産（負債額1千万円以上）は、実質無利子・無担保融資などの公的支援により7,773件と30年ぶりの低水準となりましたが、休業・解散した企業は前年比14.6%増の49,698件となり、調査開始の2000年以来、過去最多となりました。倒産を回避し、自ら会社を畳んだ例が多く、企業にとっては極めて厳しい経営環境となりました。

さらに、2021年上半期の全国の企業倒産は3,044件と低水準であった一方で、負債1億円未満の小規模倒産は2,293件にのぼり、構成比では過去30年で最も高い75.3%となっており、倒産は体力のない小規模・零細企業にシフトしていると言えます。

TSR静岡支店では、静岡県内企業においても同様の見方を示しており、加えて2021年5月に同社が行った「新型コロナウイルスに関するアンケート調査結果」では、県内企業の4月の廃業検討率は5.8%で、前月と比べて2.7ポイント上昇するなど、長引くコロナ禍による企業心理の冷え込みを裏付ける結果となりました。こうした状況下での最低賃金引上げは、廃業の加速につながるものと懸念されます。

2021年2月に日本商工会議所が実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査結果」によると、現在の最低賃金額を負担に感じている企業の割合は過半数を超え（全国：55.0%、静岡県65.1%）、経営への影響があった企業の割合は4～5割に達しました（全国43.9%、静岡県51.3%）。

また、最低賃金が30円引上げられた場合に影響があると回答した企業の割合は6割を超え（全国63.4%、静岡県68.7%）、その対応策としては「設備投資の抑制等」、「一時金の削減」、「非正規社員の残業時間・シフト削減」、「非正規社員の採用抑制」などが挙げられており、最低賃金の大幅な引上げは、設備投資による生産性向上の阻害要因になることに加え、賃金増に必ずしも直結しないことや、採用の抑制につながるものが伺える結果となっています。

今回回答申された大幅な引上げは、正社員を含めた企業全体の賃金体系に大きな影響を及ぼすこととなります。また、最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることができないため、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見されます。

東京等では4回目となる緊急事態宣言が発出され、静岡県においても2回目の緊急事態宣言が発出されるなど、先が見通せない経済情勢の中で大幅な引上げとなったことは極めて残念であり、到底納得できるものではありません。中小企業・小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ません。多くの経営者の心が折れ、廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念しております。

最低賃金審議会は本来、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場ではありますが、今回、「骨太の方針」に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となったことは、審議会及び最低賃金決定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ません。

中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討を行い、**最低賃金の現行水準を維持すること**、そして生産性向上や取引適正化の支援等により**中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備することが**、現下の状況では最優先にすべき事項であるため、最低賃金の引上げについて、再度検討するようお願い申し上げます。

以上